

第2回 沼津市総合教育会議

日時：平成27年7月28日(火)

午後2時00分～

場所：沼津市役所 3階

第2・3委員会室

< 次 第 >

1 開会

2 市長挨拶

3 協議・調整事項

(1) 教育に関する大綱の策定について

(2) その他

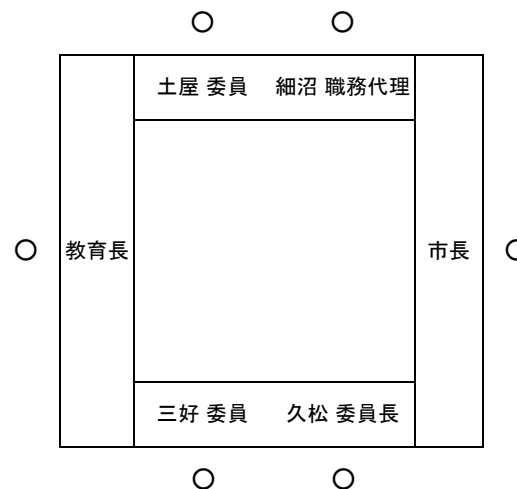
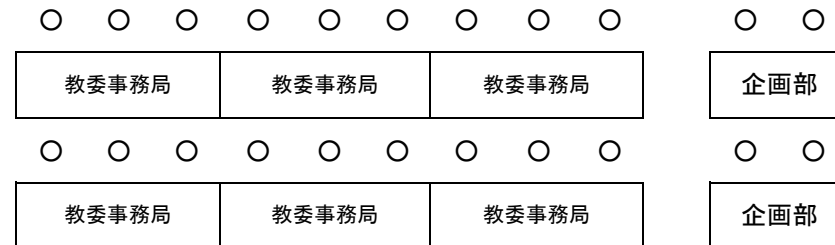
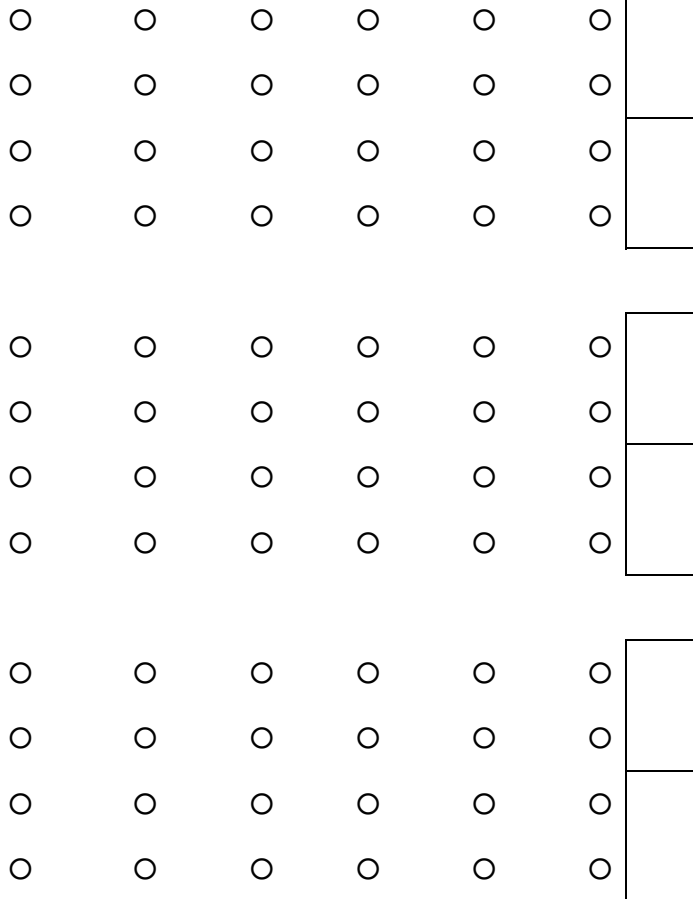
4 閉会

第2回 総合教育会議 席次 14:00～

会場: 沼津市役所 3階 第2・3委員会室

出入口

受付



傍聴人席

教育に関する「大綱」の策定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、市長が教育に関する「大綱」を定めることが義務づけられ、「大綱」を策定する場合には、総合教育会議で協議することとなっています。

5月に開催された第1回沼津市総合教育会議では、「大綱」について協議を行い、ここでの意見（下記）を基に、市長が素案を策定しました（資料 (1)－4）。

本日の協議を経て、9月に開催を予定している第3回の総合教育会議で「大綱（案）」を示し、パブリック・コメントを実施の上、第4回（2月）では、最終的な決定を行う予定です。

【第1回沼津市総合教育会議における「大綱」に関する意見】

- ・教育基本構想を基本とすること
- ・1～2ページ程度で、市民が簡単に読めるもの
- ・シンプルで市長の意思がはっきり出ているもの
- ・上から目線ではなく、市民の共感が得られるもの
- ・沼津がPRできるようなもの

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27年度		● 第1回		● 第2回		● 第3回		←→ パブリック・ コメント			● 第4回	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）**（大綱の策定等）**

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（抜粋）**（教育振興基本計画）**

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）**（教育委員会の職務権限）**

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

案

沼津市教育大綱



目的

明日の社会を担う

「夢ある人」

づくり

基本的な方向性

沼津市は、豊かな自然に囲まれ、首都圏に近く、経済・文化などの都市機能が集積し、静岡県東部の中心的役割を担ってきました。また、古くから交通の要所として発展してきた、歴史ある土地柄であります。

そのため、沼津の地理的特性、すなわち『田舎の良さと都会的な良さ』の両面を生かす教育が今後も期待されております。

さらに、社会や経済のグローバル化が急速に進展していく中で、豊かな国際感覚を身につける事も強く求められております。

基本的な方策

- 豊かな自然の恵みに親しみ、感謝する一方、自然が時に災害を引き起こす可能性も認識し、命を大切に作る心と高い防災意識を養う教育
- 芸術文化及びスポーツに親しみ、洗練されたマナーをはぐくむ教育
- コミュニケーション能力の向上を図り、国際感覚を豊かにする教育
- 地域における人と人とのつながりを大切にし、『住んだところ』『住んでいるところ』『住むであろうところ』を愛する心をはぐくむ教育

